通行禁止道路通行許可の申請手続

通行許可について

警察署長が道路交通法第8条第2項の規定により、道路交通法施行令で定められた やむを得ない理由のある場合に、道路標識等により通行を禁止されている道路又は その部分を通行する車両に対して、必要な条件を付して許可するものです。

やむを得ない理由について

通行許可は、下記に該当する場合に限り、許可されます。

- ①車庫などの車両を保管するための場所に出入りする場合。
- ②身体に障害のある方を輸送する相当の事情がある場合。
- ③貨物の集配その他の栃木県公安委員会が定める事情により、通行が禁止されている道路を通行する必要がある場合。
 - ・日常生活に欠かすことができない物品等の集配又は運搬。
 - ・冠婚葬祭等社会慣習上、人等を輸送するため。
 - ・業務上の必要があるため。

申請書類について

- ① 申請書2通(申請書ダウンロード)
- ② 自動車検査証の写し2通
- ③ 運転免許証の写し2通
- ④ 通行経路及びその周辺の見取り図2通 建物、施設名及び道路状況等が判別できるもの
- ⑤ 通行理由を疎明する資料2通

申請受付日時及び問合せ先

申請受付:月曜日から金曜日

(祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。)

申請受付時間:午前9時から午後4時まで(午後0時から午後1時を除く)

問合せ先:通行禁止道路を管轄する警察署の交通(総務)課にお問合せください。